

9月は認知症への理解を深める 「世界アルツハイマー月間」です

▷申し込み・問い合わせ先＝地域包括ケア推進室(☎262943)

■認知症とは

認知症とは、さまざまな原因で脳の細胞が減少し、または働きが低下することにより徐々に物事を理解する力や判断する力が失われ、日常生活に支障を来す状態のことです。

認知症は、誰でもなりうるものであり、下表が三大認知症とされています。その中でもアルツハイマー病が6割以上を占めています。

国際アルツハイマー病協会は、9月を「世界アルツハイマー月間」と定め、世界各地で認知症への理解を呼び掛ける活動を行っています。

この機会に認知症について知り、認知症の人との関わり方を考えてみませんか。

■各年齢層の認知症有病率

全国的には、年齢とともに認知症有病率（高齢者に占める認知症の人の割合）が上がり、「80～84歳」では5人に1人以上、「90歳以上」では5人に3人以上が認知症の症状を有するとされています。

一方、60代と70代前半では認知症有病率が低く、この時期から「認知症の予防」に取り組むことが大切です。

市では、国の認知症施策推進大綱に基づき、市

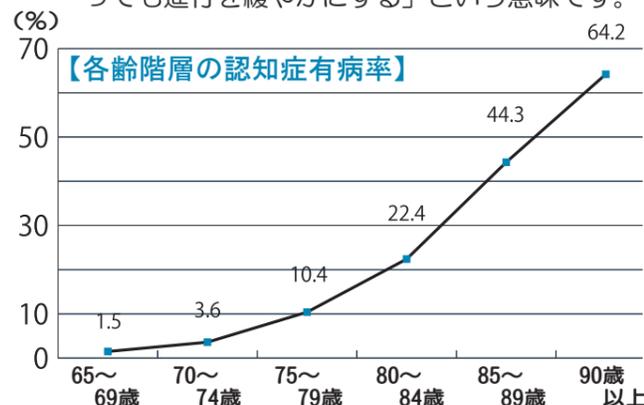
民の皆さんが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、「認知症との共生(※1)」と「認知症の予防(※2)」に関する事業に取り組んでいます。詳細は、市ホームページをご覧ください。

(※1)認知症との共生とは

「認知症の人が尊厳と希望をもって認知症とともに生きる」または「認知症があってもなくても同じ社会で生きる」という意味です。

(※2)認知症の予防とは

「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」または「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味です。



【出典】…厚生労働省老健局「認知症施策の総合的な推進について」より

三大認知症とその症状

アルツハイマー型認知症(アルツハイマー病)	脳血管性認知症	レビー小体型認知症
脳内に溜まった異常なたんぱく質により神経細胞が破壊され、脳に萎縮がおこります。 症状としては、約束を忘れる、同じことを何度も聞くなどがあります。	脳梗塞や脳出血により脳細胞に十分な血液が送られないため、脳の働きが失われます。 症状としては、意欲の低下や、泣いたり笑ったりと感情の不安定さが見られます。	脳内に溜まったレビー小体というたんぱく質により、脳の神経細胞が破壊されます。 症状としては、現実にはないものが見える幻視や、手足の震えなどが見られます。

(11) 広報大船渡 令和3年9月6日号(No. 1206)

▷問い合わせ＝市役所☎0192@3111

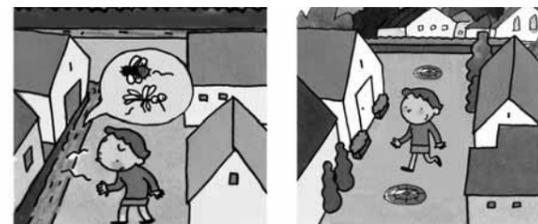
下水道へ速やかな接続をお願いします

▷問い合わせ先＝下水道事業所普及係(☎内線197)

■下水道への接続はお早めに

公共下水道が整備され、使用可能となった場合、台所や浴室、洗面所などから出る生活排水は6カ月以内、くみ取り式トイレは3年以内に水洗化工事を行うことが法律や条例で義務付けられています。浄化槽もくみ取り式トイレと同じ扱いになるため、できるだけ早く廃止し、下水道に接続しましょう。

下水道へ接続することにより、河川や側溝の水質が改善され、害虫や悪臭の発生を抑えることができます。より快適な住環境のために、下水道への早期接続へご協力をお願いします。



■接続工事の利子全額を市が負担

市は、下水道接続工事をする人に、金融機関からの融資あっせん利子補給を実施しています。

接続工事を検討している人は、ぜひ活用ください。

▷融資あっせんの内容

- ・限度額＝戸建住宅、公民館などの集会施設、店舗などは80万円。共同住宅は1世帯につき40万円。店舗等併用住宅は120万円。
- ・利子＝無利子(市が補給)
- ・返済期間＝5年(60回)以内
- ・返済方法＝元金均等月賦返済

▷取扱金融機関

ゆうちょ銀行を除く市内の金融機関

▷利用条件

市税の完納など、一定の条件が必要です。

■排水設備工事は指定店が行います

住宅などから市の下水道までの間の排水設備は、個人の費用負担により設置する必要があります。排水設備工事は一定の基準で行うことが条例で定められており、市の指定業者でなければ施工できません。

市の指定業者に工事を依頼すると、関係書類の提出など、市への手続きから工事の設計・施工までの一切を行います。



【指定店一覧】

秋の全国交通安全運動が始まります～9月21日から30日まで～

▷問い合わせ先＝市民環境課生活安全係(☎内線127)

スローガン 夕暮れ時 あなたを守る 反射材

日没時間が早くなるこれからの時季、特に夕方の帰宅時間帯は、周囲の状況が把握しにくくなるため、道路横断中の歩行者と車両が接触する事故が増加する傾向にあります。

運転者は、夕暮れ時にはライトを早めに点灯し、夜間は原則ハイビーム(上向きライト点灯)で走行するほか、通学路などでは速度を十分に落としましょう。

歩行者は、反射材などを身に付け、道路を横断する際は横断歩道を利用し、横断歩道のない場所では、無理な横断をしないようにしましょう。



■運動の重点項目■

- ・子どもや高齢者などの安全な通行の確保
- ・夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
- ・飲酒運転の根絶
- ・自転車の安全確保と交通ルール遵守の徹底

(10)